

文化財ワーキンググループ論点整理(案)

〔新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開

について〕

I 新たな時代の中で「文化財」が「文化力」構築に果たす役割

(これまでの取組)

- ・我が国には、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流等を通じてはぐくまれ、現在まで守り伝えられてきた多様で豊かな文化財が存在しており、それらは我が国の誇りでもある。
- ・これまでの文化財行政については、世界に先駆けて制定された文化財保護法に基づき、文化財の種類の新規追加及び保護措置の多様化が図られるなど、時々の社会の変化等に応じた見直し、改善が図られ、一定の成果を収めてきた。

(新たな時代において求められる文化財の役割)

- ・文化財は、新たな時代においても、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民の財産であり、後の世代に確実に引き渡していくことが必要。
- ・文化財は、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、近年は、地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献にも資するものであるとの認識が高まり、その役割の拡大が求められているのではないか。
- ・国民の意識調査においても、文化財に対する関心が高く、それとともに、文化芸術への支援が社会の活性化や経済振興に貢献するとの意識も高い。一方、社会全体で文化財を継承していくための環境が十分に醸成されているとは言い難い状況であり、人々が文化財についての理解を深め、社会全体で文化財を継承していくための環境を整えることが必要ではないか。

(新たな文化財行政の展開)

- ・人々が生活の中で文化財を守り、継承するとともに、文化財が国民が心豊かな国民生活、活力ある社会、真の経済発展をもたらすという新たな国家戦略を目指す新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政が求められている。
- ・具体的には、これまでの文化財保護制度に加え、指定等された文化財そのもののみならず、その周りの文化財や文化財を取り巻く環境にも視野を拡張し、これらも合わせて保存しながら活用を図っていくことで、国民の文化財への理解増進や文化財保護への支援が得られる環境を醸成し、結果として、文化財の継承を確かなものとしていくという方向での展開が図られるような行政の在り方について検討が必要ではないか。
- ・その際には、関係省庁等との一層の連携の強化が必要ではないか。

Ⅱ 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

・これまでの「文化財の保存及び活用」という文化財施策に留まらず、地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献も含め、文化財の持つ潜在力をより一層引き出し、社会全体で、文化財やそれを支える技術・技能を守り、継承、発展させていくための文化財行政への展開を図る視点から、主に、以下の点について重点的に検討を実施。

- ①「文化力」の発信のための文化財の公開・活用の在り方
- ②文化財を将来の世代に持続的に継承するための適切な保存の取組
- ③文化財に関する伝承者等の養成
- ④文化財を通じた国際協力・交流の推進

1. 「文化力」の発信のための文化財の公開・活用の在り方

●文化財の公開、活用を促進するための方策について

○公開、活用の在り方

・文化財を守り、継承、発展させていくには、社会全体において、文化財への理解を深め、関心を持つことが重要。

・文化財の公開・活用に際しては、文化財を将来の世代に持続的に継承するため、文化財の持つ特性等を踏まえるとともに、昨今の科学技術の進展等も踏まえ、文化財の持つ魅力をより一層引き出す公開・活用の在り方について検討が必要ではないか。

・例えば、欧州で行われている、普段は非公開の文化財を一斉に公開する「文化遺産の日」のような取組等を参考としつつ、幅広い人々に文化財に接する機会を提供する取組を充実することについて、検討することが必要ではないか。

○公開、活用促進のための支援の充実

・文化財の公開、活用の促進に際しては、魅力ある活用環境の整備に加え、安全性の確保や文化財の価値を損なわないよう配慮することが必要で、そのための施設設備等の条件整備を図るとともに、文化財の魅力を適切に伝えるための人的な体制や持続的に活動を継続していくための組織作りが重要であり、これらの支援措置の充実が必要ではないか。

○文化財の魅力の再発見を促す展示機能等の充実

・文化財に親しみを持ってもらうためには、美術館・博物館等における展示機能の充実はもとより、人々の注目を獲得するような展示の企画力の充実も必要ではないか。

・博物館等における文化財の公開・活用については、学校教育との連携や児童生徒等と文化財をつなぐ人材の確保、育成やその仕組み作りについて検討が必要ではないか。

・美術館、博物館の所蔵する魅力ある豊富な文化財を広く国民に情報提供を行うため、美術館・博物館所蔵の総合データベースの構築が必要ではないか。

●地域の活性化を促す文化財の活用について

○地域の活性化に資する文化財の魅力の再構築、発信

・地域の活性化には、文化財の活用が有効。出来るだけ身近なところから文化財に関心を持ってもらい、地域の文化振興の動きにつなげていくような取組は、地域コミュニティの形成、再興の面からも有効。

・文化財を活用した地域づくりを推進する際には、活動の核となるアート・マネジメントのリーダーのような役割を果たす人が重要であり、そのための支援も必要ではないか。

・指定文化財のみならず、地域の身近な文化財を総合的に捉え、周辺環境も含めた地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針(マスタープラン)として、「歴史文化基本構想」策定の考え方が提示されている。本構想の策定は、人々を引きつける魅力ある地域コミュニティの形成にとって有用。市町村の策定する構想を推進するための支援策の充実が必要ではないか。

2. 文化財を将来の世代に持続的に継承するための適切な保存の取組

●適切な保存のための取組の充実について（新規）

○文化財の適切な保存のための取組の充実

・文化財の一層の活用を図りながら文化財を将来に持続的に継承するため、適切な保存の取組が必要であるが、地域社会の変化、担い手の不足、原材料の不足等により、その取組が困難な状況にある。

・現時点では、文化財の全体像の把握には精粗がある。適切な保存修理等を実施していくには、先ず、その分野における全体像を把握することが必要ではないか。

・これまで、指定及び登録等の制度を設け保護の措置を講じてきたところ。今後、有形文化財、無形文化財を通じて、文化財の種別・性質等に応じ、文化財としての保護対象の範囲の拡大や文化財の周辺環境を含めた保護の措置を講ずる方策などについて検討が必要ではないか。その際には、都市行政や産業振興等他分野の施策との連携を深めることが必要ではないか。

●文化財の計画的な保存修理、防災対策の実施について

○長期にわたる修理計画の立案、計画的な整備の実施

・我が国の文化財は、材質的にぜい弱なものも多く、良好な状態が保たれるよう適時適切な保存修理や防火・防犯を含めた防災対策の取組が重要。そのための支援の充実も必要ではないか。

・文化財の適切な保存修理等を実施するには、各分野における文化財の全体像

を把握し、計画的かつ継続的に措置を講ずることが必要ではないか。

○日常的な維持管理の充実

・文化財の保存のための取組には、所有者による日常的な管理を適切に実施しつつ、その劣化状況等を把握した上で、きめ細やかな対策を講じていくことが必要であり、所有者における維持管理の充実に資する対策について検討が必要ではないか。

○周辺を含めた広域的な防災体制の構築

・文化財の防災対策については、文化財単体での防災設備の設置等の推進を図るとともに、周辺も含めた防災計画について、防災設備等のハード面の整備とともに、防災体制等のソフト面での整備も併せて検討することが必要ではないか。

○原材料の確保

・修理等に不可欠だが、確保が困難な原材料については、新素材の研究等も含めその対策について検討が必要ではないか。

●文化財の日常的な維持管理の充実について（上記に包含）

●文化財について理解を深めるための方策について

○子どもの頃から文化財に親しむ機会の充実

・次代を担う子どもたちが、伝統的な文化や文化財に親しむことは、子どもの持つ個性を伸ばすとともに、感性を育むために重要であり、そのための機会を充実させることが必要ではないか。

・学校教育においては、学習指導要領の記述も充実されてきており、学校教育を通じた、伝統的な文化や文化財に親しむ機会の充実を図るための取組について検討が必要ではないか。

○文化財の保護に関する理解の増進、支える仕組の構築

・文化財を将来の世代に持続的に継承していくためには、人々が文化財についての理解を深め、文化財を国民共有の財産として共に守っていこうという機運を醸成し、社会全体で文化財を支える仕組を構築していくことが必要ではないか。

・文化財は近寄り難いと感じている人々の文化財に対する親しみを深め、より多くの人々が、文化財に親しむことが出来る機会を増やすとともに、文化財に対する理解を深めるため、文化財の持つ価値等について解りやすく人々に伝える取組の充実を図ることが必要ではないか。

そのためには、文化財の公開や市民・NPOの参画による文化財保護の取組等の充実について検討することが必要ではないか。

・国や地方公共団体の行う文化財の保護の取組に加え、個人やNPO、企業などの民間団体からの寄附等の支援についても、金銭的な寄附のみならず、保存活動への参画や資材の提供などを含めた文化財保護への多様な貢献の在り方等

についても考えられないか。

3. ~~文化財に関する伝承者等の養成~~（タイトル変更）

無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

●伝承者養成の在り方について

○無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者養成の方策

- ・我が国固有の伝統と文化を反映し、長い歴史の中で受け継がれてきた無形の文化財や文化財を支える技術・技能の継承が危惧されており、重点的に手だてを講ずるべきではないか。
- ・伝承者等の養成には、各々の分野において、その裾野の拡大を図るとともに頂点も養成するといった形で、双方の手当が必要ではないか。
- ・伝承者の養成に際しては、技術・技能の研鑽、伝承が図られる機会を適切に確保するとともに、保持者に続く伝承者の養成を充実させていくことが必要であり、文化財保護の対象の拡大や研修機会の充実など、各分野の実情を踏まえ、新たな養成の仕組みやそれに対する支援の在り方について検討することが必要ではないか。

●~~無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透について~~（下記に包含）

●担い手の裾野の拡大方策について

○教育、研究機関等との連携の方策

- ・無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の裾野の拡大を図るため、学校教育や研究機関等との連携を強化することが必要ではないか。
- ・学校教育においては、学習指導要領の改正により、伝統文化に関する記述は充実してきている。学校教育における指導の充実には、例えば、伝統芸能に関し、関係団体等から実演家を学校に派遣し、教師とともに指導をするなどの積極的な支援が必要であり、このような取組が全国的に拡がりを持った恒常的な形で行われる仕組み作りについて検討することが必要ではないか。また、その際には、学校と実演家・団体等を仲介し、コーディネートする者が重要であり、そのための支援等についても検討することが必要ではないか。

○無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透を図るための方策

- ・国民文化祭等の活動を通じ、それらに親しむ機会を増やすとともに、理解を深めるための取組の充実について検討することが必要ではないか。
- ・価値の浸透等を図るため、顕彰等の活用も有効ではないか。

4. 文化財を通じた国際協力・交流の推進

●文化財保護の国際協力の推進について（新規）

○国際協力の推進

- ・我が国に蓄積された高度な知識、技術、経験等を生かした文化財保護の国際

協力は、我が国が世界における多様な文化の発展に積極的に貢献していく上でも重要。現在、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心とした取組を推進しており、本コンソーシアムの会員を増やすなどにより、関係省庁や研究機関等とも連携を図りつつ、更にその取組の強化を図ることが必要ではないか。

・文化財保護の国際協力は、財政上の措置のみならず、海外での文化財の保存修復活動を通じた現地での人材育成を行うなど現地における効果的な協力を行ってきており、このような支援策を一層充実することが必要ではないか。

・一方で、その活動内容や実績が国民や国際社会に十分に認識されていない。国際協力の推進には、その活動についての国民の理解や関心を高めることが必要であり、その成果の周知や広報活動の在り方について検討することが必要ではないか。

○文化財保護の国際協力に係る人材の育成

・文化財の保存修復の技術者等は、プロジェクト毎の離散を繰り返すなど、人材が離散し易い。我が国の文化財保護の国際協力を効果的に推進するため、文化財保護の国際協力に係る人材の恒常的な活用に資する仕組について検討が必要ではないか。

・国際協力に係る人材の育成のため、学生等が国際協力関係機関で学んだり、プロジェクトに参加できる機会を設けるなど、海外で活躍できる文化財の保存修復に係る人材の育成に取り組むことが必要ではないか。

・将来的な文化財保護の国際協力に係る人材を育成するため、人類共通の貴重な遺産を国際社会が守ろうとしていることについて、学校教育においても指導を充実することも必要ではないか。

●~~文化財保護の国際協力の取組に関する国民の理解や関心の増進について~~（上記に包含）

●文化財を通じた国際交流の推進について

○国際発信の強化のための方策

・文化の多様性について共感を得て、諸外国との相互理解を増進するためには、海外に日本文化を発信するとともに、海外の文化を理解するための取組の強化が必要ではないか。

・美術工芸品に加え、伝統的な芸能や技能等も含めて日本の伝統文化を海外に紹介する取組の充実を図ることが必要であり、そのための支援の充実も必要ではないか。

Ⅲ 文化財行政における「国」、「地方」、「新しい公共」各々の役割及び

連携

(総論)

・文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民共通の財産であるとともに、各地域において長い歴史を経て育まれてきた地域文化の精華であり、真に地域主体の社会を構築する際の礎となるもの。

・地域文化を確実に継承していくためには、地域全体で、地域社会に係わるあらゆる主体の参画を得ることが重要。それぞれの主体が地域文化の継承に係わることにより、地域全体で文化の継承の機運が高まり、地域振興や地域コミュニティの活性化にもつながっていく。

・地域文化を継承していくための取組は、国や地方公共団体に加え、地域の人々やNPO法人などの民間団体が自ら活動に参画するなど、各々の役割を明確にしつつ、相互に連携を図りながら推進していくことが必要ではないか。

○国の役割等

・文化財行政については、これまでの文化財保護制度に加え、指定等された文化財そのもののみならず、その周りの文化財や文化財を取り巻く環境にも視野を拡げ、これらも合わせて保存しながら活用を図っていくことで、国民の文化財への理解増進や文化財保護への支援が得られる環境を醸成し、結果として、文化財の継承を確かなものとしていくという方向での展開が図られるような行政の在り方について検討が必要ではないか。

・文化財の保護については、公的支援が必要であることについて国民の理解が深いことから、国は、全国的視野に立って文化財行政に関する基本的方針等を定め、重要な文化財については必要な保護を図るとともに、重要な文化財等への支援や寄附の促進等についても的確に施策を講じることが必要ではないか。

・国民に対して、文化財について理解を深めるための取組やNPO法人などの民間団体が主体となって社会全体で文化財を支える活動についても国として積極的な支援が必要ではないか。

○地方公共団体の役割等

・文化財は、地域の文化と密接な関連を有するものであり、地域の人々の心の拠り所となることはもとより、地域振興や観光振興等への貢献を果たすものであり、地方公共団体として、域内に存在す文化財を総合的に把握し、点としての保存・活用のみならず、線あるいは面として総合的に保存・活用する方策について検討することが必要ではないか。

・地域の文化財については、地方公共団体が主体となって地域の文化財を総合的に把握し、保存・活用の取組を推進していくことが必要であり、そのための財政措置の充実を図るとともに、文化財行政を地域におけるまちづくりや観光

- ・ビジネスなどの幅広い視点で考えることができる体制への展開について検討することが必要ではないか。

○新しい公共の役割等

- ・新たな時代における文化財を支える仕組みとしては、「国」、「地方」といった「官」だけが「公」を担うのではなく、広く地域の人々が参加し、社会全体で応援するという「新しい公共」の考え方にに基づき、積極的にNPO法人などの民間団体や地域の人々が参加できる基盤を形成し、積極的な「民」の活力を生かす取組が必要ではないか。

- ・NPO法人などが自立した活動や自発的な活動が継続的に実施できるよう、民間資金等を活用しやすい仕組み等について検討するとともに、多様な自発的な活動を支えるための基盤整備等への支援について検討することが必要ではないか。